

事 務 連 絡
令和2年12月23日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

公共工事の入札及び契約の適正化に向けた都道府県公契連との
連携体制の強化について（参考送付）

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）等を踏まえ、これまでも地方公共団体に対して、入札契約適正化法による義務付け事項のうち未実施のものについて速やかに措置を講ずるとともに、入札契約適正化法及び入札契約適正化法第17条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）の趣旨を踏まえ、着実に入札及び契約の適正化が進むよう繰り返し要請を行ってきたところですが、依然として、市区町村における公共工事の入札及び契約については「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」の結果等にみられるとおり、国や都道府県に比べて取組が遅れている等の課題が指摘されているところです。

このため、今般、地方公共団体に対して、入札契約適正化法の遵守並びに適正化指針及び関連する要請に沿った取組を改めて徹底することに加え、これらの要請等を踏まえ、総務省及び国土交通省、都道府県並びに市区町村との緊密な連携のもと、地方公共団体相互の情報交換や取組事例の共有等による積極的な取組が促進されるよう、公共工事契約業務連絡協議会その他の各都道府県が主催し管内市区町村の公共工事契約担当官が参画する会議（以下「都道府県公契連」という。）の積極的な開催（研修会等の開催を含む。）に努めるとともに、都道府県公契連における総務省及び国土交通省による市区町村への直接の働きかけや情報の提供等により、管内市区町村における公共工事の入札及び契約の適正化の更なる推進に協力するよう、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、別紙のとおり、地方公共団体に対して要請しましたので、参考までご連絡します。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解をお願いするとともに、会員、傘下団体等に必要に応じて周知いただきますようお願いいたします。

総行行第317号
国不入企第29号
令和2年12月23日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、入札契約担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

公共工事の入札及び契約の適正化に向けた都道府県公契連との
連携体制の強化について

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）等を踏まえ、これまでも地方公共団体に対して、入札契約適正化法による義務付け事項のうち未実施のものについて速やかに措置を講ずるとともに、入札契約適正化法及び入札契約適正化法第17条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）の趣旨を踏まえ、着実に入札及び契約の適正化が進むよう繰り返し要請を行ってきたところですが、依然として、市区町村における公共工事の入札及び契約については「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」の結果等にみられるとおり、国や都道府県に比べて取組が遅れている等の課題が指摘されているところです。

とりわけ、中長期的な担い手の確保育成に向けて、技能者の処遇改善に加えて建設業における働き方改革の推進や生産性向上が求められる中、適正な予定価格の設定やダンピング対策（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止をいう。）、適正な工期の設定や施工の時期の平準化、建設キャリアアップシステムの活用等をはじめ、公共工事の入札及び契約の適正化に関する取組の重要性が高まっており、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号）等による要請の趣旨を踏まえ、都道府県のみならず、市区町

村においてもその適切な実施が確保されることがきわめて重要です。

については、貴都道府県におかれては、管内市区町村（指定都市を除く。）に対し、入札契約適正化法の遵守並びに適正化指針及び関連する要請に沿った取組を改めて徹底することに加え、これらの要請等を踏まえ、総務省及び国土交通省、都道府県並びに市区町村との緊密な連携のもと、地方公共団体相互の情報交換や取組事例の共有等による積極的な取組が促進されるよう、公共工事契約業務連絡協議会その他の各都道府県が主催し管内市区町村の公共工事契約担当官が参画する会議（以下「都道府県公契連」という。）の積極的な開催（研修会等の開催を含む。）に努めるとともに、都道府県公契連における総務省及び国土交通省による市区町村への直接の働きかけや情報の提供等により、管内市区町村における公共工事の入札及び契約の適正化の更なる推進が図られるよう協力をお願いします。

なお、公共工事の入札及び契約の適正化に当たっては、発注担当部局、財政担当部局など様々な関係部局との緊密な連携が必要であることから、都道府県公契連の開催に当たっては、必要に応じ、これらの部局へ積極的な参画を促し、連携を図るようお願いします。

貴都道府県におかれては、管内市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）において着実に入札及び契約の適正化が進むよう、管内市区町村に対してもこの旨を周知願います。

なお、本通知は、入札契約適正化法第20条第2項に基づく要請であることを申し添えます。